

学界関係委員継続及び新規加入に関するルール

平成14年6月26日(水)、名古屋大学にて開催された総会により下記のルールが決定された。

- ①本委員会の継続期間は5年単位であるから、3年経過した時点及び5年経過した時点全回欠席委員（其の期間中1回も出席しなかった学界委員）に対して、今後委員を継続する意志及び今後出席する意思があるかを委員長が全回欠席委員に尋ねる。継続の意思があり且つ出席の意思があると認められた場合のみその委員の継続を認める。
- ②参加を希望する学界委員候補者が「新たに本委員会に参加を希望する企業界委員」を紹介し、その企業が参加した場合その候補者を学界委員に追加できる。
- ③学界委員数が企業界委員数を2割以上、上回っていない場合、2割に達する人数迄学界委員を追加できる。